

次の1から6までのいずれかに該当する人

※（ ）には身体障がい者手帳に該当する障がい名を記載していますが、身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。

1 視覚障がい

① ・視力の良いほうの眼の視力が0.02以下の人

（視覚障がい1級 2級も該当する場合があります）

・視力の良いほうの眼の視力が0.03以下の人、又は視力の良いほうの眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下の人で、かつ両眼による視野が2分の1以上欠損した人

※以下については「両眼による視野が2分の1以上欠損した人」と同等とします。

・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼中心視野角度が56度以下の人

・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下の人

・自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下の人
（視覚障がい2級 3級も該当する場合があります）

2 聴覚障がい

② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の人
（聴覚障がい2級）

3 肢体不自由

③ 両上肢の機能に著しい障がいを有する人（両上肢障がい2級）

④ 両上肢のすべての指を欠く人（両上肢障がい2級）

⑤ 両下肢の用を全く廃した人（両下肢障がい1級）

⑥ 両大腿を2分の1以上失った人（両下肢障がい1級）

⑦ 体幹の機能に座っていることができない障がいを有する人（体幹障がい1級）

4 内部障がい・その他の疾患

⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活活動が極度に制限される人

5 精神障がい

⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上の障がいと認められる程度の人
具体的には最重度の知的障がい（知能指数20以下）のある人または精神の障がいのある人で日常生活において常時介護を要する程度以上の人もしくは大阪府中央子ども家庭センターが知的障がいの程度を「最重度」と判定した人

6 重複障がい

⑩ 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合で、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の人